

第1号議案 東三河都市計画道路の変更について

内容及び関連する事項	理 由																		
<p>(第1号議案) 東三河都市計画道路の変更</p> <p>◎全線廃止及び一部区間の廃止(県決定) 全9路線</p> <p>○3・4・15号亀穴線(豊川市)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部区間の廃止 廃止延長 約1,530m <table border="1" data-bbox="236 714 769 819"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延長</td> <td>4,240m</td> <td>2,710m</td> </tr> </tbody> </table> <p>○3・4・24号中通線(豊川市)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部区間の廃止 廃止延長 約1,910m <table border="1" data-bbox="236 1012 769 1117"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延長</td> <td>10,490m</td> <td>8,580m</td> </tr> </tbody> </table> <p>○3・4・31号町並線(新城市)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部区間の廃止 廃止延長 約1,580m <table border="1" data-bbox="236 1310 769 1415"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延長</td> <td>2,960m</td> <td>1,380m</td> </tr> </tbody> </table> <p>○3・4・42号大岩富士見線(豊橋市)</p> <ul style="list-style-type: none"> 路線の廃止 廃止延長 約3,330m <p>○3・5・55号柑子三上線(豊川市)</p> <ul style="list-style-type: none"> 路線の廃止 廃止延長 約2,770m <p>○3・4・68号野田城線(新城市)</p> <ul style="list-style-type: none"> 路線の廃止 廃止延長 約1,930m 		変更前	変更後	延長	4,240m	2,710m		変更前	変更後	延長	10,490m	8,580m		変更前	変更後	延長	2,960m	1,380m	<p>道路整備を取り巻く社会経済情勢の変化を踏まえ、愛知県都市計画道路見直し方針(平成30年8月)に基づき、亀穴線ほか8路線(県決定)を全線廃止及び一部区間の廃止をする。</p> <p>また、3・5・47号外郭線ほか6路線(市決定)を全線廃止及び一部区間の廃止をする。</p> <p>これらの変更に伴い、1・4・1号名豊道路ほか11路線について、区域及び構造を変更するものである。</p>
	変更前	変更後																	
延長	4,240m	2,710m																	
	変更前	変更後																	
延長	10,490m	8,580m																	
	変更前	変更後																	
延長	2,960m	1,380m																	

○3・5・70号平尾線(豊川市)

- ・ 一部区間の廃止

廃止延長 約1,410m

	変更前	変更後
延長	2,830m	1,420m

○3・4・75号前芝国府線(豊橋市、豊川市)

- ・ 路線の廃止

廃止延長 約5,630m

○3・4・76号的場線(新城市)

- ・ 一部区間の廃止

廃止延長 約730m

	変更前	変更後
延長	830m	100m

[参考]

◎全線廃止及び一部区間の廃止(市決定)
全7路線

○ 3・5・47号外郭線(豊橋市決定)

- ・ 一部区間の廃止

廃止延長 約480m

	変更前	変更後
延長	10,570m	10,090m

○ 3・4・301号下地牛川線(豊橋市決定)

- ・ 名称変更
- ・ 一部区間の廃止

廃止延長 約1,080m

	変更前	変更後
名称	下地牛川線	牛川緑ヶ丘線
延長	4,450m	3,370m

○ 3・4・302号山田原線(豊橋市決定)

- ・ 名称変更
- ・ 一部区間の廃止
廃止延長 約2,210m

	変更前	変更後
名称	山田原線	山田三弥線
延長	10,330m	8,120m

○ 3・5・315号前芝西小坂井線
(豊橋市決定)

- ・ 路線の廃止
廃止延長 約300m

○ 3・4・404号前芝西小坂井線
(豊川市決定)

- ・ 名称変更
- ・ 一部区間の廃止
廃止延長 約1,380m

	変更前	変更後
延長	約1,840m	約460m

○ 3・4・408号御馬上佐脇線(豊川市決定)

- ・ 名称変更
- ・ 一部区間の廃止
廃止延長 約1,960m

	変更前	変更後
名称	御馬上佐脇線	向道下佐脇線
延長	2,760m	800m

○ 3・4・201号入船線(新城市決定)

- ・ 一部区間の廃止
廃止延長 約610m

	変更前	変更後
延長	2,690m	2,080m

◎交差箇所数等の変更(県決定)

全12路線・25箇所

○1・4・1号名豊道路(豊橋市、豊川市)

- ・ 区域の変更

隅切り部の削除、側道部追加
2箇所

○1・4・2号名豊道路(豊橋市)

- ・ 幹線街路との交差箇所数の変更

1箇所減

	変更前	変更後
交差箇所	5箇所	4箇所

○3・4・1号国道1号線(豊橋市)

- ・ 幹線街路との交差箇所数の変更

3箇所減

	変更前	変更後
交差箇所	27箇所	24箇所

○3・3・2号豊川新城線(新城市)

- ・ 幹線街路との交差箇所数の変更

3箇所減

	変更前	変更後
交差箇所	7箇所	4箇所

○3・2・4号東三河環状線(豊橋市、豊川市)

- ・ 幹線街路との交差箇所数の変更

3箇所減

	変更前	変更後
交差箇所	33箇所	30箇所

○3・3・8号石巻赤根線(豊川市)

- ・ 幹線街路との交差箇所数の変更
2箇所減

	変更前	変更後
交差 箇所	26箇所	24箇所

○3・4・19号桜町千両線(豊川市)

- ・ 幹線街路との交差箇所数の変更
1箇所減

	変更前	変更後
交差 箇所	7箇所	6箇所

○3・4・24号中通線(豊川市)

- ・ 区域の変更 交差点部幅員
1箇所
- ・ 幹線街路との交差箇所数の変更
3箇所減

	変更前	変更後
交差 箇所	15箇所	12箇所

○3・3・28号姫街道線(豊川市)

- ・ 幹線街路との交差箇所数の変更
1箇所減

	変更前	変更後
交差 箇所	17箇所	16箇所

○3・4・30号前田豊川線(豊川市)

- ・ 幹線街路との交差箇所数の変更
1箇所減

	変更前	変更後
交差 箇所	8箇所	7箇所

○3・3・33号名豊線(豊橋市、豊川市)

- ・ 幹線街路との交差箇所数の変更
3箇所減

	変更前	変更後
交差 箇所	28箇所	25箇所

○3・4・46号沖野線(新城市)

- ・ 幹線街路との交差箇所数の変更
1箇所減

	変更前	変更後
交差 箇所	3箇所	2箇所

第2号議案 小牧市における特殊建築物の敷地の位置について

内容及び関連する事項	理 由																
<p>(第2号議案)</p> <p>1 申請者 住 所 愛知県瀬戸市西長根町 37 番地の 10 氏 名 中部スチール株式会社 代表取締役 小山 佳延</p> <p>2 名 称 中部スチール株式会社木材チップ工場</p> <p>3 位 置 小牧市大字大草字藤助洞 3113 番4他 13 筆</p> <p>4 敷地面積 2,998.88 m²</p> <p>5 参 考 (1)処理能力 木くずの破砕 54.0 t/日</p> <p>(2)建築物</p> <table border="1" data-bbox="248 1261 938 1597"> <thead> <tr> <th>建 物</th> <th>構 造 階 数</th> <th>建築面積</th> <th>延べ面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工場</td> <td>鉄骨造 平屋建</td> <td>374.79 m²</td> <td>374.79 m²</td> </tr> <tr> <td>事務所</td> <td>鉄骨造 2階建</td> <td>44.07 m²</td> <td>75.80 m²</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>418.86 m²</td> <td>450.59 m²</td> </tr> </tbody> </table>	建 物	構 造 階 数	建築面積	延べ面積	工場	鉄骨造 平屋建	374.79 m ²	374.79 m ²	事務所	鉄骨造 2階建	44.07 m ²	75.80 m ²	合 計		418.86 m ²	450.59 m ²	<p>申請者は、産業廃棄物処分別業を行うことを目的に、申請地において、木くずの破砕処理施設を計画したところ、破砕施設の処理能力が5t/日を超えるため、建築基準法第 51 条ただし書の規定による許可が必要となったものである。</p> <p>なお、公害対策には万全を期するとともに敷地内の緑化に努め、環境には十分配慮する計画である。</p>
建 物	構 造 階 数	建築面積	延べ面積														
工場	鉄骨造 平屋建	374.79 m ²	374.79 m ²														
事務所	鉄骨造 2階建	44.07 m ²	75.80 m ²														
合 計		418.86 m ²	450.59 m ²														

第3号議案 稲沢市における特殊建築物の敷地の位置について

内容及び関連する事項		理 由																																														
(第3号議案)		<p>申請者は、平成7年に産業廃棄物処分業の許可を受け、中間処理を行っており、平成19年及び平成25年に建築基準法第51条ただし書等許可を受け廃棄物処理事業を行っている。</p> <p>このたび、事業拡大に伴い敷地を西側へ拡張し、破碎施設の新設及び更新を行うにあたり、前回許可を受けた処理能力の1.5倍を超えることとなったため、改めて建築基準法第51条ただし書の規定による許可が必要となったものである。</p> <p>なお、公害対策には万全を期するとともに敷地内の緑化に努め、環境には十分配慮する計画である。</p>																																														
1 申請者																																																
住所 稲沢市福島町沢西 95 番地の1																																																
氏名 コスモリサイクル株式会社																																																
代表取締役 三根 健一																																																
2 名称																																																
コスモリサイクル 株式会社																																																
3 位置																																																
稲沢市福島町沢西 89 番1他 19 筆																																																
4 敷地面積																																																
9,758.58 m ²																																																
5 参 考																																																
(1)処理施設																																																
廃プラスチック類の破碎 459.72 t/日																																																
木くずの破碎 699.22 t/日																																																
(2)建築物																																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>建 物</th> <th>構 造 階 数</th> <th>建築面積</th> <th>延べ面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">既設</td> <td>事務所</td> <td>鉄骨造 2階建</td> <td>142.40 m²</td> <td>283.48 m²</td> </tr> <tr> <td>倉庫(1)</td> <td>鉄骨造 2階建</td> <td>48.00 m²</td> <td>96.00 m²</td> </tr> <tr> <td>作業場</td> <td>鉄骨造 平屋建</td> <td>101.50 m²</td> <td>101.50 m²</td> </tr> <tr> <td>油圧ユニット室</td> <td>鉄骨造 平屋建</td> <td>44.37 m²</td> <td>44.37 m²</td> </tr> <tr> <td>機械室</td> <td>鉄骨造 平屋建</td> <td>22.00 m²</td> <td>22.00 m²</td> </tr> <tr> <td>工場棟(1・2・3) 保管庫(1・A・B)</td> <td>鉄骨造 平屋建</td> <td>968.06 m²</td> <td>968.06 m²</td> </tr> <tr> <td>キャノピー</td> <td>鉄骨造 平屋建</td> <td>20.00 m²</td> <td>20.00 m²</td> </tr> <tr> <td>倉庫(2)</td> <td>鉄骨造 平屋建</td> <td>200.00 m²</td> <td>200.00 m²</td> </tr> <tr> <td>新設</td> <td>工場棟(4)</td> <td>鉄骨造 平屋建</td> <td>1,500.00 m²</td> <td>1,500.00 m²</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td></td> <td>3,046.33 m²</td> <td>3,235.41 m²</td> </tr> </tbody> </table>	建 物	構 造 階 数	建築面積	延べ面積	既設	事務所	鉄骨造 2階建	142.40 m ²	283.48 m ²	倉庫(1)	鉄骨造 2階建	48.00 m ²	96.00 m ²	作業場	鉄骨造 平屋建	101.50 m ²	101.50 m ²	油圧ユニット室	鉄骨造 平屋建	44.37 m ²	44.37 m ²	機械室	鉄骨造 平屋建	22.00 m ²	22.00 m ²	工場棟(1・2・3) 保管庫(1・A・B)	鉄骨造 平屋建	968.06 m ²	968.06 m ²	キャノピー	鉄骨造 平屋建	20.00 m ²	20.00 m ²	倉庫(2)	鉄骨造 平屋建	200.00 m ²	200.00 m ²	新設	工場棟(4)	鉄骨造 平屋建	1,500.00 m ²	1,500.00 m ²	合 計			3,046.33 m ²	3,235.41 m ²
建 物	構 造 階 数	建築面積	延べ面積																																													
既設	事務所	鉄骨造 2階建	142.40 m ²	283.48 m ²																																												
	倉庫(1)	鉄骨造 2階建	48.00 m ²	96.00 m ²																																												
	作業場	鉄骨造 平屋建	101.50 m ²	101.50 m ²																																												
	油圧ユニット室	鉄骨造 平屋建	44.37 m ²	44.37 m ²																																												
	機械室	鉄骨造 平屋建	22.00 m ²	22.00 m ²																																												
	工場棟(1・2・3) 保管庫(1・A・B)	鉄骨造 平屋建	968.06 m ²	968.06 m ²																																												
	キャノピー	鉄骨造 平屋建	20.00 m ²	20.00 m ²																																												
	倉庫(2)	鉄骨造 平屋建	200.00 m ²	200.00 m ²																																												
新設	工場棟(4)	鉄骨造 平屋建	1,500.00 m ²	1,500.00 m ²																																												
合 計			3,046.33 m ²	3,235.41 m ²																																												

第4号議案

名岐道路の都市計画決定に関する 愛知県都市計画審議会環境影響評価 調査専門部会の設置について

参考資料 1

- ・・・愛知県都市計画審議会環境影響評価調査専門部会要綱

参考資料 2

- ・・・名岐道路の都市計画及び環境影響評価手続について

愛知県都市計画審議会環境影響評価調査専門部会要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、近年環境問題が都市計画決定に当たっての重要な判断要素であることにかんがみ、環境影響評価に関する事項を調査審議させるための環境影響評価調査専門部会（以下「専門部会」という。）の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、愛知県都市計画審議会（以下「審議会」という。）が付託した都市計画に係る環境影響評価に関する事項を調査審議するものとする。

(設 置)

第3条 専門部会は、審議会の議決により設置する。

(組 織)

第4条 専門部会は、審議会会長が指名する委員、臨時委員及び専門委員若干人をもって組織する。

(部会長)

第5条 専門部会に、部会長を置き、専門部会に属する委員のうちから、審議会会長が指名する。

2 部会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第6条 専門部会は、部会長が招集する。

2 専門部会においては、部会長が議長となる。

3 専門部会の調査審議が終了したときは、部会長が、その結果を審議会に報告するものとする。

(会議の公開等)

第7条 専門部会の会議は、これを公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

(1) 調査審議する内容に、愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報に該当する情報が含まれている場合

(2) 専門部会が非公開とする旨を議決した場合

2 専門部会の傍聴方法等については愛知県都市計画審議会傍聴要領（平成13年4月27日施行）に規定するところに準じて行う。

(解 散)

第8条 専門部会は、その調査審議に係る都市計画の案が、審議会で議決された後、解散するものとする。

(雑 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が、専門部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、昭和57年7月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年2月29日から施行する。

名岐道路の都市計画及び環境影響評価手続について

1. 名岐道路の概要

- <路線の名称> 名岐道路
- <位置> 一宮市(一宮東出口～一宮木曾川IC)
- <規模> 延長:約7.5km 車線数:4車線

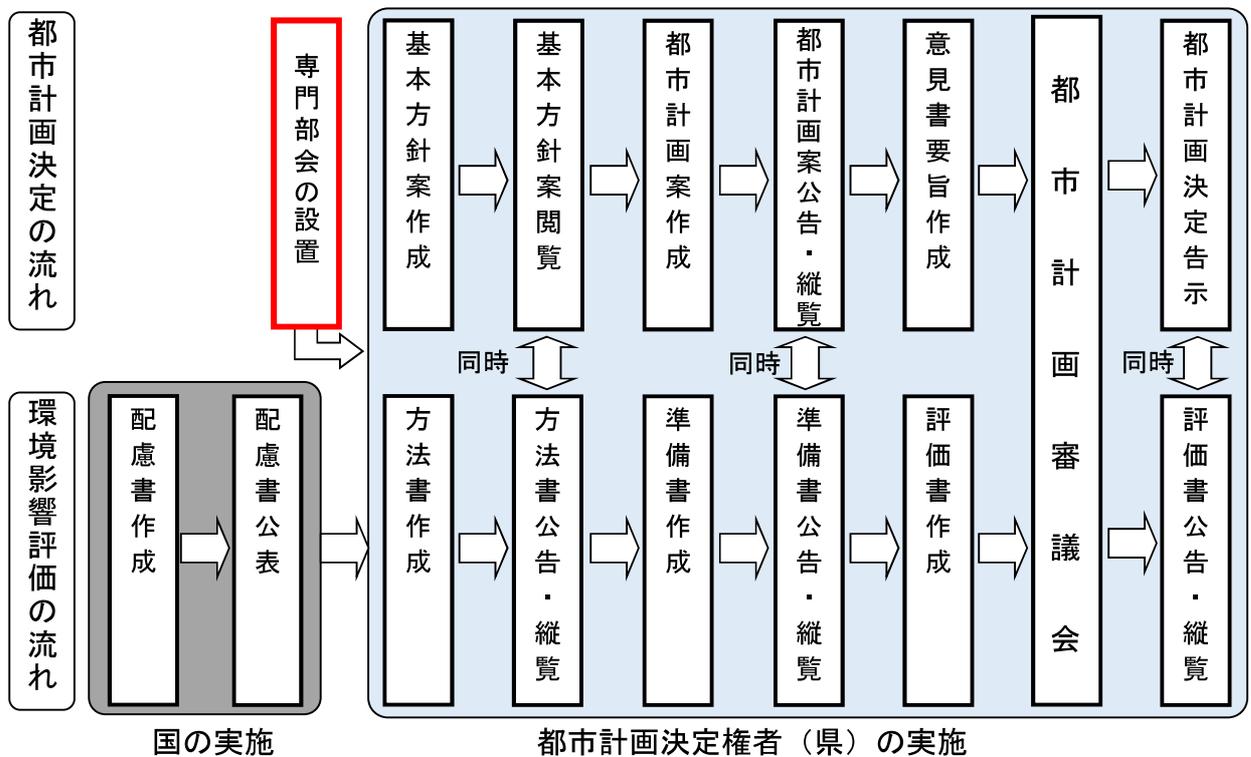
- 名岐道路は、国道22号に沿って、名古屋都市圏から一宮市を經由し、岐阜都市圏を結ぶ広域幹線道路で、尾張都市計画区域マスタープランにおいては、整備を推進していく路線として位置づけられています。
- 今回の一宮～一宮木曾川間の整備は、一宮市街地区間における渋滞・事故等の交通課題を解消するとともに、広域幹線道路ネットワークを充実させ、県内外の交流促進による活力の向上、産業の拡大・強化などに寄与するものと期待されます。
- 現在、国により、名岐道路(一宮～一宮木曾川)の環境影響評価法に基づく計画段階環境配慮書手続が進められています。令和2年4月には国が同配慮書を公表し、7月には手続が終了する予定です。



2. 都市計画に定められる環境影響評価対象事業に関する特例

環境影響評価法(38条の6第1項)において、**環境影響評価の対象事業が都市計画に定められる事業である場合には、都市計画決定権者が環境影響評価手続を都市計画の手続に併せて実施する**ことが定められています。

<都市計画決定と環境影響評価の流れ>



3. 今後の予定

令和2年 8月	方法書以降の手続を都市計画決定権者(県)が引継(予定)
令和2年11月	第1回名岐道路環境影響評価調査専門部会の開催(予定)